

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所
プルトニウム燃料第三開発室の管理区域内における汚染検出について
の面談

2. 日時：令和5年3月14日(火) 13時30分～13時45分

3. 場所：テレビ会議

4. 出席者：

原子力規制庁

長官官房 総務課 事故対処室

堀越室長補佐、有田係長

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）

核燃料サイクル工学研究所 プルトニウム燃料技術開発センター 技術部

次長 他2名

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課

技術副主幹 他1名

5. 要旨

(1) 原子力規制庁は、3月1日に発生した核燃料サイクル工学研究所プルトニウム燃料第三開発室の管理区域内における汚染検出が法令報告事象に該当するか否かについて、原子力機構と面談を実施した。

(2) 原子力規制庁からは、3月7日に実施した面談を踏まえて検討した結果として、以下のとおりコメントした。

○ 核燃料物質等の管理区域内漏えいが法令報告事象に該当するか否かについては、表面密度限度（ α 線を放出する放射性物質で4 Bq/cm²）を基準として定めているので、本件についても表面汚染密度（Bq/cm²）を示した上で、法令報告事象に該当するか説明すること。

○ 表面汚染密度（Bq/cm²）の測定方法については、内閣府原子力防災の公表資料において、「表面汚染密度（Bq/cm²）＝測定値（cpm）÷60（秒）÷線源効率÷機器効率÷入射窓面積（cm²）」との計算式が示されており、原子力規制庁としては、汚染の状態にかかわらず、この方法で問題ないと考えている。

(3) 原子力機構から、コメントを踏まえて後日資料を提出する旨回答があった。

6. 配付資料

「原子力災害時における防災業務関係者のための防護装備及び放射線測定器の使用方法について」（内閣府原子力防災）

（https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/keikaku/pdf/02_genbupanfu2.pdf）